

[3] 子どもへの初期被害調査面接の基本的留意点

性的虐待は身体的虐待やネグレクトのように客観的な事実の確認を行うことが困難である。性的虐待の発覚は、自発的な子どもからの開示や、子どもの精神的・行動上の問題から性暴力被害が推定されて、関係者が何らかの事情を聴き取ったことなどによる。いずれの場合も、子どもの面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。以下に、初期の被害調査面接としての子どもの面接における基本的事項を述べる。

初期被害調査面接は、子どもの被害事実を法的な立証性の観点から厳密に確認する被害(事実)確認面接(欧米のforensic interview(司法面接)手法を用いた面接)とは異なる。しかし、後に設定される被害(事実)確認面接の厳密な要件を考慮すると、この時点から立証性において誘導や暗示、教唆や報酬呈示等の危険性を排除する配慮が必要である。

1) 子どものペースを尊重しながら丁寧に話を聴く

性暴力被害の事実を話すことは子どもに大変な心理的負担をかける。子どもは自分の話が相手にどのように受け止めてもらえるか、話すことで自分や家族はどうなるのかといった不安を感じ、話すことを強くためらう。時には不自然に冗談めかした言い方をしたり、あるいは「他の子の話」として話したりすることもある。こうした子どもの表現に対して、丁寧かつ真剣な態度で、子どものペースを尊重しながら子どもの話に耳を傾けることが大切である。子どもの抵抗感や不安感が強いことに、面接者が十分に配慮できないで、沈黙を許容できなかったり、出来事の詳細について質問を重ねたりすると、子どもが耐えられなくなって解離状態に陥ったり、一度は口にした性的虐待の事実を否認したり撤回することもあるので注意を要する。

2) 性的虐待について話す子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解すること

子どもが、性暴力被害を話す苦痛には、恥辱感(普通なら人に言えな恥ずかしいことを話す)、裏切りや罪責感(被害を受けた責任の一端は自分にある、加害者から口止めされていたにもかかわらず話している、家族や保護者に隠していたことが明らかになる)といった感情が関与している。

子どもから話を聞く場合にはこうした苦痛や恐れ、自責感情を理解し、可能な範囲で不安を軽減する言葉かけや配慮をする必要がある。ただし、子どもの発言を誘導しているとか、特定の発言に対する報酬を提示していると解釈されるような対応はしない。また守れない約束や事実と相違することは、例えば子どもを慰め、落ち着かせるためでも言うてはならない。また、解離反応が生じることも想定して子どもの様子をよく観察し、対応することが必要である。

3) 『二次的被害』の危険性に注意すること

性的虐待の事実を思い出したり話したりすることは、元のトラウマ的な出来事を再体験・追体験させ、トラウマを生じさせる、いわゆる『二次的被害』が生じる危険性がある。面接は、こうした二次的被害をできるだけ回避ないしは緩和するための努力を講じなければならない。例えば、加害者と同姓であったり、加害者を想起させたりする危険性のある人物が面接をしないことや、必要以上に被害を思い出させ、聴き出そうとせず、一時保護の要否判断に要する部分までの聴き取りで聴取を置くことなどが重要となる。

4) 秘密を守ることや問題の解決の可能性について誠実で現実的であること

一般のカウンセリングの面接などでは前提条件となっている面接者の臨床上の守秘義務は性暴力被害についての子どもの調査面接においては前提要件とならない。

臨床的な守秘義務が課された面接に慣れた面接者は、話すことへの子どもの抵抗に直面したり、子どもが「内緒にしてくれるなら話す」と言ったりした場合、つい「誰にも話さないから」と言いたくなるが、約束してはならないし、できない。

また、子どもの受けた被害が深刻なものであるほど、その話を聞いた面接者も精神的・情緒的にショックを受け、その傷つきへの心理的防衛の影響から「もう大丈夫だよ。解決するから安心して」といった言葉を口にしてしまうこともある。しかし、そうしたメッセージが現実には対応していない危険性もあることを認識しておく必要がある。

5) 子どもの話を聞く際の補助的道具(描画など)について

幼い子どもの場合には言語表現に限界があり、また、性器の名称等の身体部位について、独自の表現を用いる傾向もある。また、そうした体の部位や行為を言葉にすること自体に抵抗を感じる子どももあり、性暴力被害を正確に聞き取るには言語表現のみでは困難な場合も少なくない。

初期の調査面接では詳細な被害の聴き取りが目的ではないが、具体的に子どもがどのように表現しているか正確に聴き取り、記録する必要がある。従来、子どもの曖昧な言語表現を補い、正確さを期すため、あるいは子どもの発言を促進する目的で描画や身体図を用いた補助的な方法が考案されてきているが、初期調査では基本的にこれらの補助的道具は使わない。*)

*) 欧米で性的虐待のforensic interview(後述を参照のこと)のために用いられている性器や性的特徴を備えた人形(アナトミカル・コレクト・ドール)が、わが国にも紹介され、人形を用いた被害(事実)確認面接も紹介されてきた。こうした人形は、子どもの説明の詳細な確認の助けになるという効果が期待される一方で、子どもの被害申告を誤誘導する危険性があることや、人形の性器が子どもに心理的ショックをもたらす危険性があると指摘されていることにも留意すべきである。

その他一般的な人形を使って、言葉による説明では正確な事実描写が難しい子どもへの調査の補助的道具として使うという手法も報告されているが、人形を提示すること自体が、子どもの空想や連想を刺激する危険性が高く、法的な立場での子どもの開示内容の信憑性を低下させる危険性が高く、勧められない。

こうした人形は、子どもの性暴力被害について、詳細な事実確認を補うための、あくまでも補助的な道具と位置づけるべきである。初期調査面接では人形は使うべきでない。アナトミカル・コレクト・ドールは詳細な被害確認面接における特殊な補助的道具の選択肢のひとつとして用意される。

なお、子どもの初期被害調査に関しては、いくつかの技法として海外で開発された手法があり、描画を用いたものもある。これらについては参考情報で紹介しているので個々に情報を得て検討されたい。

6) 子どもの意向を聞きながら、予想される今後の展開を子どもに説明すること

性的虐待の加害者は、子どもに口止めし、「誰かに話すと家族はもう一緒に住めなくなる」などと子どもを脅している。そのため、性的虐待の事実を開示した子どもは、これから先のことについて大きな不安を持つことが多い。こうした不安を取り扱わないで放置した場合、これから先への不安から子どもが過度に不安定になったり、被害告白の撤回に転じたりすることもある。したがって、今後、どのような展開が予想されるかを可能な限り子どもに誠実に伝える必要がある。

初期調査面接の中でよりも、その直後からの子どもとの接触において子どもの不安や意向を聴き取っておくことは大切である。子どもによっては「(加害者を) 刑務所に入れて一生出てこないようにしてほしい」といった思いを口にする場合もあるが、こうした場合には、その思いの意味を十分に吟味し、刑事告訴や告発の妥当性を検討する必要がある。刑事事件としての告訴・告発をしながら、ケア対応を進めることは可能であるものの、「一生出てこない」ということは現実的ではないため、子どもがこうした希望を述べた場合には、現実的にはどういったことができるかを伝え、対応策を探る必要がある。また、「(虐待者とは) 二度と会いたくない。お母さんと妹の3人で暮らしたい」「(加害者に) 自分のしたことを認めてあやまってほしい」といった今後の援助の方向性に関する意向が述べられる場合もあり、子どもの希望を聴取することは重要である。

7) 子どもからの告白が無い通告の初期調査について

子ども本人からの告白のない通告は、たとえその証拠性が明らかで子どもの保護の要否が判断できたとしても、子どもにそれを告知して一時保護を告げるという全く異なった課題がある。

子どもからの告白がなく、かつ通告要件が状況証拠的な目撃であるとか、時間が相当経過してからの通告であった場合、子どもの安全に重大な危険性が存続している可能性があるれば、直ちに調査する必要があるが、子どもへの調査の設定は全く異なる。この際の面接手順、内容についてはp.26 参照。

[4]子どもへの初期被害調査面接の手順(概要)

1) 面接の時間設定 何時までに終わらないといけないか

初期調査においては、調査に使える時間的猶予、関係する機関の状況や情報収集の状況、子どもの年齢と会話能力、情緒的状态等を考えて面接の設定時間を決める。通常は初対面から30分程度の範囲内で初期被害調査面接と一時保護の判断を終えることが妥当である。しかし、もし時間的余裕がもっと制限されている場合には15分程度で判断しなければならないこともある。

2) 面接の事前組み立て

初期被害調査面接は、子どもの安全の判断、一時保護の要否判断の為の面接である。その構造は以下のとおりである。

- ① 通告者からの事情聴取等で子どもの最初の開示内容の確認
- ② 調査面接での確認内容と調査保護の要件整理
- ③ 子どもの全般的状態、面接調査対応能力の評価・確認。
- ④ 初対面での自己紹介と面接のための子どもとの信頼関係の構築。
- ⑤ 通告の端緒となった子どもの被害についての開示内容およびその他の情報の聴き取り。
- ⑥ こどもが話してくれたことについて、子どもを支持し評価する。
- ⑦ 子どもの安全についての判断の為の調査確認と対応についてのチーム決定。

概ねここまでで初期被害調査面接の中心部分は終了するが、直ちに援助の対応選択がそれに続く。

- ⑧ 一時保護の判断が出た場合は一時保護の説明と説得。
- ⑨ 保護なしの継続調査の場合には当面の子どもの安全の確保方法と、事後の対応の確認。
- ⑩ 事実否認、開示撤回の場合には、今後の援助窓口の呈示と安全確認。

3) 初期被害調査面接の実施内容 ^{*}

- ① 初対面での自己紹介と面接のための子どもとの信頼関係の構築。

子どもに挨拶し、児童相談所と自分について自己紹介する。児童相談所、職員の仕事については子どもの身に起こった危険や困ったことについて、子どもの安全や安心のための仕事をしていることを、年齢や知識・理解力に合わせてわかりやすく説明すること。

次に同席する観察・記録者を面接者が紹介する。もしも子どもをサポートする者が同席する場合には、**■■さんはここにいららうからねと提示して確認する。**

次に会話で子どもを何て呼べばよいか、面接者を何と子どもが呼べばよいか確認する。

[オプション] 子どもの面接調査対応能力の評価・確認。

時間的余裕、必要に応じて、子どもの日常生活の様子、周囲の人間関係、家族構成や名前、年齢、学年等、日々の日課や出来事などについて、聴き取り、子どもの時間や空間、社会生活についての理解力と表現力を把握する。会話のウォーミングアップでもあり、短い時間に収めることと、子どもの関心・面接の焦点が被害確認からずれてしまわないように注意が必要。

^{*}初期被害調査は子どもの一時保護を決定する上で、また以降の子どもとの関係を構築する上でも重要なアプローチとなる。法的にも、被害(事実)確認面接とつながる一連の法的客観性、証拠性に立った調査面接でなければならない。

② 通告の端緒となった子どもの被害についての開示内容およびその他の情報の確認。

面接者が今日はなぜ子どもに会いに来たのか。子どもが〇〇さんに話したことについて、子どもの安全について、とても心配だったのでお話を聞きに来たことを説明する。

通告の端緒となった子どもの発言について、何があったのか教えてと尋ねる。

子どもが具体的なことを話し始めるまで、面接者から先に具体的な情報を示して YES・NO の回答となる質問をしてはならない。これは誘導となる。

多くの子どもが当初、何もないと自分が開示したことに触れるのを躊躇する。これは驚くことでも戸惑うことでもない。

面接者は落ち着いて、「ああそうなの」と応じ、これまでも多くの子どもがそう言うのを聞いてきた。私は〇〇ちゃん/さん(子ども)が本当に大変なことで困っていないか心配して会いに来た。

何か心配で困ったことがあるたっくさんの子どもが、どうしたらいいかわからなくて、あるいはびっくりして、これからどうなるか心配で、私が「どうしたの？」と尋ねても、「何にも無いよ」って言うんだよね。もちろん、もし本当に大丈夫だったらそれでいいのよ、といったことを子どもの調子に合わせて丁寧に伝える。

経験的には多くの子どもが、面接者が本当に子どもの身に起こっていることを心配しているのであり、何があったのかを問いただし、追求しようとしているのではないことを感じるに従い、重い口を開き始める。多くの被害児が、自分を「被害者」と認識しておらず、隠し事をもってしまった「悪い子」と認識しているために、聴き取りが、子どもの犯した過ちや罪の追及ではなく、子どもの安全と安心を追及していることを、子どもが感じ取ることが聴き取りの重要な鍵である。**)

**) こうした反応の背景には、虐待者による子どもへの侵襲的な支配や威嚇と報酬等によって被害者が混乱させられていること、子どもに秘密を強制しながら、他方では秘密を共有する共犯関係であることを示し、もしもそれが発覚した時には破壊的な結果になるとの脅し、などが子どもへのマインドコントロールとして使われている状況がある。子どもはその影響下で何とか自分の感情と感覚を取り戻そうとするのだが、心身への支配とコントロールが繰り返し子どもの主体性そのものを脅かし支配しているために混乱させられており、あらゆる他人からはたらきかけを、脅威としか感じられなくなっていることが多い。

【子どもからの告白が無い目撃等の通告での初期調査の聴き取りについて】

- ・立証性の観点からはまず、生活の様子を尋ね、何か困ったこと、嫌なことが無いかな open-ended question で尋ねる。
- ・Three House 等の技法を使える者がおり、またそれを用いる時間・場面に余裕があれば、それも検討する。
- ・子どもが何も思い当たらない様子的の場合、ここで限界吟味的な作業に入るかどうか判断が必要。
- ・限界吟味の観点からは、調査面接者は、自らが通告として聴いた内容を子どもに会いに来た理由として説明する。

「私は、あなたのことについて、……ということを見た(聞いた)というお話を聴いて、心配になって今日、会いに来ました。」

(この際、通告者や通告の場所、やりとりの場面についての情報は与えないことに留意。子どもの学年や時期は伝える)

「私が聴いたというお話について 何か思い当たりますか？」

思い当たるといふ反応があれば、

「何があったかお話してください」

何も思い出さないという反応であれば

「もう少しよく思い出してみてください」

それでも思い出さない場合には、何か思い出したら誰に伝えて再度話を聴きに来るようにするか、また子どもの安全についての基本的な説明と対処方法を伝えて面接を終了する。

一時保護の実施

緊急保護としての調査保護の要件と手順
保護者への一時保護の告知

5. 一時保護の要否判断と初期被害調査の対応

【基本的事項】

[1] 一時保護の要否判断

1) 基本的姿勢

初期被害調査で子どもの性的虐待を疑わせる兆候^{*)}が確認され、子どもの生活環境内で何らかの性暴力被害があったことが疑われる場合には、まず子どもの安全を確保し、加害者、利害関係者のいる環境世界から子どもを分離遮断してから詳細な調査を開始することが原則となる。このために行う職権による緊急一時保護・調査保護の要否判断が重要となる。

一時保護の要否の検討において、他にきょうだいがいる場合、そのきょうだいについてもリスクの判断、調査保護の必要性、対応の検討を併せて行う。

多くの家庭内性暴力は進行する経過をとること、口止めや証拠隠滅工作が伴うこと、家族の情緒的反応が子どもに強く影響すること等が基本特徴であり、その他の不適切養育と異なり、あいまいな兆候に対して即座に対応判断を要するものであることをよく自覚しておくことが必要である。

^{*)} 子どもの被害情報:3、[2] 1)～5)のうち、1)～2)および5)の具体的な被害が疑われるものは原則的に調査保護を検討する対象範囲であると考えられる。

2) 子どもの安全についての調査と調査保護の判断・決定

子どもの身柄の保護の要否については、以下の3点について留意して判断する。

- ① 性暴力被害の疑いからの予防的保護の必要性
- ② 調査において関係者の利害関係、感情的動揺にさらされず、公平性な事実調査を行う必要性
- ③ 関係者への調査を開始することによって、さらに子どもが関係者の動揺に巻き込まれて負い目を背負うとか、さらにトラウマを負う危険にさらされる、情緒的混乱に陥るなど、適切なサポートを受けられずに周囲の利害関係や非難、感情的反応や好奇の目に晒されることを防ぐ必要性

以上の3点から、児童相談所は、調査保護の要否について判断しなければならない。また、この段階で子どもが全ての状況を説明できている保障は無いことにも注意が必要である。

◆例外的な事案 刑事証拠保全の課題

例外的な事案として、性暴力被害直後の状態で子どもの身柄確保がなされた場合、刑事証拠保全を優先しなければならない事態がある。子どもの身体、衣服に加害者の痕跡(体液・唾・体毛等)が残っている可能性がある場合、直ちに警察に連絡して証拠保全の手続きに入る必要性があり得る。子どもの被害を確認させる画像等の呈示があった場合もその確保については類似の事態である。いずれもその場での刑事証拠保全と加害者の証拠隠滅を防ぐ必要性が優先するため、直ぐに警察に連絡する必要がある。

【基本的事項】

子どもの安全が確保されているといえる事態、例えば親族による子どもの隔離的な保護や加害者の物理的な排除がすでに実行され、その事態が固定的に確保されている場合には、子どもの調査保護は利害関係者からの影響や公平な調査のためだけの限定的なものとなるかもしれない。手続き的にも一時保護とすることなく、子どもからの詳細な調査を実施することも検討され得る。ただし、将来、加害者側からの反論が想定される場合、例えば、子どもの被害の申告は、加害者と対立する家族、親族が子どもに対して一方的に教唆、誘導、暗示を行なった結果である等の反論が想定される場合や、非加害保護者や親族が性的虐待の発覚・暴露にあまりにも動揺が激しく、加害者に対する激しい怒りや、性的虐待の事実そのものについて強い嫌悪感、拒否感等が強すぎて子どもへの影響が想定される場合には、性的虐待発覚直後の子どもを、そうした人たちに委ねるべきではない。公平な調査は周囲の利害感情や激しい感情反応・動揺に子どもがさらされず、あくまで静かで落ち着いた、安心・安定できる配慮の下で公平性を確保して子どもに事実調査することが重要であり、そうした調査のために一時的に子どもを分離保護することも必要である。もちろんこうした要件を一時保護先である一時保護所等が満たせるようにすることも対応の要件となる。

3) 子どもへの一時保護の告知

時間が限られた条件下で、子どもの家庭内性暴力被害かその疑いの兆候が確認された場合、あるいは他の理由にしろ、調査で一時保護が必要と判断された場合には、子どもに対して一時保護の説明を行なう。

一時保護が決定されたら、まず子どもにその告知を行う。性的虐待や家庭内性暴力被害の疑いによる調査保護は、職権による緊急保護であり、子どもからの承諾や同意は求めない。それは子どもには重すぎる選択であり、また子どもが決めることでもない。子どもが当惑し、ためらったとしても、児童相談所が子どもの安全のために保護が必要と判断したからには、毅然として一時保護を決定したことを子どもに伝え、実施しなければならない。

その上で、子どもの年齢、理解力に応じて一時保護とは何か、またなぜ一時保護するのかを説明し子どもが理解することが重要である。当然のことながら、多くの子どもが一時保護の提案を驚きと戸惑いをもって受け止める。子どもの動揺を理解して受け止めながら、なぜ家に戻さずに保護するのかを丁寧に説明する。時間的猶予が少なければ、子どもを移動させながら、説明を行わなければならない。

子どもの年齢が高くなり、子ども本人が一時保護に全く納得しないか拒否している場合、一時保護は強制的な身柄の保護拘束ではないので、無理に一時保護しようとしても現実的な限界がある。年長児にはあらかじめ、一時保護による交友関係の一時的な全面停止、通信の制限、自由行動の制限、学校に登校できないこと、場合によっては将来の転校も覚悟しなければならない等の状況を説明して、子どもがそのことをある程度理解し、納得した上で保護することが必要となる。いきなりこうした条件を聞いて子どもがすなりと一時保護に応じることは難しい。一時保護に伴う不都合と今後の見通しをよく理解した上で、本人の安全について話し合うことが必要である。

4) 保護しない場合の子どもの安全の確保方法と、事後の対応の確認

初期被害調査で子どもから性的虐待や家庭内性暴力被害の疑いに当たる話が全く聞けないか、あるいは性暴力被害を疑わせるに足りる情報は得られないのだが、通告そのものが誤報であったという確証も得られない場合、あるいは性暴力被害の疑いは確認されたものの、子どもが一時保護を拒否しており、そのまま無理に一時保護しても子どもの安全が確保できそうにない場合、当日からの子どもの安全についての要件確保とその確認の方策を検討しつつ、継続調査を検討する。

性暴力被害は確認されたのに子どもが保護に同意せず、保護を強行できないと判断した場合には、継続的な子どもの安全確保の方策や子どもとの話し合いの継続が計画されなければならない。通常は毎日の安全確認と話し合いが計画されなければならない。特に子どもが緊急に逃げ込める場所や連絡方法を持つこと、24時間体制で子どもの身柄保護の対応ができる体制を整えることが課題となる。

情報があいまい過ぎて、一時保護するまでの要件は満たさないが、これまでの情報からは性的虐待の疑いがなお残る場合、子どもの年齢が幼ければ幼いほど、調査は非加害側とみなされる保護者への接触、調査と関係者への調査へと比重が移ることになるだろう。

調査の結果、性的虐待の疑いよりも通告自体が誤った判断による可能性が高いとみなされる場合、通告者の責任は問われないし、その個人の秘密は守られる。ただし悪意による通告、あるいは誹謗・中傷の危険性が認められるような場合には、子どもと保護者・家族、加害を疑われた人物の名誉と安全の為に虐待を疑う人物への告知と説明が必要となるかもしれない。こうした場合には風評被害への波及も危惧される場合があり、慎重な対応が必要となる。

5) 子どもが被害を否認、あるいは開示撤回(告白撤回)した場合の今後の援助窓口の呈示と安全確認

子どもが性的虐待の事実を明確に否認した場合、あるいは開示した被害事実や被害の疑いを明確に撤回し、以後の継続的な話し合いをも拒んだ場合、子どもの本心がどこにあるかということよりも、子どもが明確に被害を否定したり、調査拒否を表明したことは尊重しなければならない。そうでないと、以後さらに再々撤回があった場合など、その間にも説得と話し合いが継続されていると、それを予断と偏見による告白の強要や教唆と反論され、自発的な子どもからの再告白を立証することが困難となってしまう危険がある。

子どもが性的虐待の否認(撤回)とそのことについての継続的な話し合いを明確に拒否した場合には、調査はいったん終結しなければならない。子どもには、子どもの明確な意思表示を尊重すること、調査は終結すること、ただし、もしこれまでも、これから何らかの被害があり、援助を求める必要が生じた場合にはいつでも援助を求めて良いこと、その時、今回子どもが調査を否定したり話し合いを拒否したことは全く問題にはならないことを説明し、具体的な援助の求め方を呈示・確認して調査を終結する。

特に撤回が生じた場合、実際には性的虐待が強く疑われる場合には、撤回の理由をよく検討し、子どもを責めず、子どもがいつでも再度、助けを求めることができるように連絡方法や安全確保の方法を丁寧に決めておくことが必要である。

6) 子どもの一時保護の時点で非加害保護者と接触する場合

子どもの被害状況が一定明らかとなった場合で、非加害保護者が子どもの安全確保に積極的に関与できる可能性がある場合、あるいは既に非加害保護者が子どもの安全に関与している場合、とりあえず、子ども自身の身柄の安全確保を図った上で、非加害者である保護者と接触が可能であれば、面接を行う。

非加害保護者は虐待事実をどの程度知っていたのか、どのような内容を知っていたか、どう対処してきたのかを確認すると共に、これまでの家族の生活状況や問題歴を聴き取り、非加害保護者に当面の対応の協力を促す。この時、非加害保護者に強い不安や抵抗が起こる可能性は十分に踏まえておく。また時間条件や諸般の状況で非加害保護者に接触する前に子どもの保護と移送を行わざるを得ない場合には、保護決定の後に非加害保護者への面接を行う。(後述)

6. 子どもの保護の実施と保護者・親権者への一時保護の告知

子どもの安全確保と慎重な事実調査が必要と判断された場合、職権による調査保護を実施する。子どもに一時保護の説明を行うと共に、非加害保護者と接触している場合は、非加害保護者にも告知し、理解と協力を得る努力をする。ただし一時保護は子どもの安全確保のために児童相談所長が権限によって実施することなので、保護者への事前接触によって子どもの安全な保護に支障をきたすおそれがある場合や、調整が難しいと考えられる場合には職権による保護によって子どもの安全確保を優先する。また一時保護の場所についても、保護者側からの強制引き取りや、強引な面会要求の押しかけなどが想定され、子どもの安全と安定にマイナスになると判断される場合には秘匿する。この際、「性的虐待」は厳密な意味では親権者・監護者の加害行為のみを指す言葉なので、事実関係の確認作業前の段階では「家庭内性暴力被害」あるいは「性的虐待や家庭内性暴力被害」を基本的に使う。

◆きょうだいの被害・加害問題があるとき

子どもにきょうだいがあり、共に被害を受けている疑いがある場合には、関係するきょうだい全員を可能な限り保護と調査の対象とする。きょうだい間の性加害・被害が疑われる場合には、被害者と加害者の分離という要件に照らして、加害のきょうだい、被害のきょうだいをそれぞれ客観的な調査が可能な方法で、一時保護やその他の調査設定を検討する。具体的な方法や複数の一時保護の順序、手法を工夫するなどの課題については、個別の状況に照らして慎重に検討する。

[1]一時保護の経過説明に関する通告者、通告機関の立場

◆通告の義務

子どもの安全のニーズに関して何らかの養育上の問題がうかがわれるときには、子どもの福祉に関係する機関・団体の職務にある者は子どもの安全が脅かされ、権利侵害が生じる危険について早期発見と対応に努める義務を有し、通告することや、子どもの安全確認と安全確保に協力するよう努めなければならないと規定されている。従ってこれらの職務にある者は、通告すること及び児童相談所の調査や対応に協力する法的義務を負っている。

◆通告者の義務

通告者の通告義務は事前に保護者にその行為を告知する義務を要求していない。原則的に通告者は他の誰への事前告知や承認を受けること無しに速やかに通告し、児童相談所が対応・要請することに協力することが求められている。その結果の子どもの保護は児童相談所の判断権限行為であり、通告者は児童相談所の判断権限には従うのみであって原則的に結果の責任を負う立場にない。

◆通告経過の説明について

法的には通告者に関する情報は守秘義務により守られている。しかし通告者が子どもの所属する機関であった場合、単純に法律上の守秘義務だけで保護者との対応が進まない事案が多く認められる。なぜなら、多くの場合、保護者は通告が機関から行われたことを十分に推定し得る立場にある。また、そうした機関と保護者の間には一定の信頼関係が前提とされている状況もある。もちろん児童相談所は法的な規定に従い保護者に対して通告者が誰であるか特定させる情報は示さないが、作為による偽証はできない。これは通告者である機関においても同様であり、保護者から「通告したのか」と問われて「していない」と嘘を言うこと

【基本的事項】

は許されていないと解される。さりとて「お答えしない」という対応は不信を招き、マイナスとなる危険性が高い。しかも事後の経過によっては、再び子どもの援助の現場となる可能性も含めて考えると、保護者との間に不透明な相互不信や追及の課題を残すことのデメリットも大きい。もしもその後の経過で通告したことが別な情報源から発覚すれば相互不信が決定的になる危険性が高い。従って、そうした経過を考えれば、機関としての通告は保護者の問い合わせがあれば、むしろ自ら、子どもの安全についての疑問があった場合の法的な義務によることとしてそれを伝えることが望ましく、そうすることで説明責任を果たし、子どもの安全についての判断行為の意味を矛盾なく保護者に提示するという最善の対応であることが多いと考える。もちろんこれは一般的な通告者に関する守秘義務の例外的な対応なので、機関としての判断によって行う課題である。

◆通告者の明示から告知に入る場合

これらのことを踏まえて、あらかじめ、児童相談所が子どもを保護した直後に、まず通告者である学校等が保護者に通告の事実と児童相談所の保護を告げ、直後に児童相談所から保護者に連絡を入れるという手順をとる方法もある。これは児童相談所と通告機関が見解を一致させて行う必要がある。

またもしも後にその事案が家庭裁判所への法的申立て等となった場合には、その経過についての証拠資料として、通告の事実経過は報告される。

◆通告者が個人の場合

通告が個人によってなされた場合、機関とは異なり、個人であっても通告しやすいように、通告者に関する情報は法的にも守秘義務によって守られる。ただし、経過による保護者の推定は一定範囲で可能であり、「～が通告したのか」と児童相談所が問われることはあり得る。これについて児童相談所は一貫して「法的義務によりお答えしない」と対応するのみである。この対応は機関による通告の場合も原則同様である。

◆通告対応後の通告者へのフィードバック

通告後の事実経過は対応に入った段階で相談機関に守秘義務が課せられる相談情報となるので、通告者には報告されない。ただし、要保護児童対策地域協議会への経過報告は必要に応じて行なわれる可能性はある。通告者へは少なくとも通告が法的にも子どもの安全の為に正しい行為であること、また通告による調査によって、結果的に虐待の危険性が否定される結果となることもあるかもしれないが、通告行為は正しい行為である、ということはフィードバックされることが望ましい。通告者についての守秘義務とあわせて風評被害の危険性排除も重要であり、通告者には通告の事実、内容については情報管理を慎重にすることに要請する。

[2]親権者・保護者への一時保護の告知

子どもの一時保護は親権者の権利を制限するものであり、不服申立（行政不服審査請求）の権利を告知する対象となるため、子どもを一時保護したら速やかに親権者への告知が必要となる。共同親権者あるいは共同の保護者によって養育されている子どもの場合には、非加害者であると思われる保護者にも、加害が疑われる保護者にも共に書面と面接による家庭内性暴力被害の疑いによる子どもの一時保護の告知と説明を行なう。これには本ガイドラインに添付する冊子の提供も検討する。

通常は電話で保護者と連絡を取り、子どもを保護下に置いたことをまず告知する。次に具体的な経過内容、今後の対応について、面談による説明を提案し、直ぐに応じられるか、保護者の都合を尋ねる。

保護者がすぐの面談を拒否したり、キャンセルしたりした場合には速やかに文書による通知を行うと共に面談による接触の試みを続ける。

面談は子どもと同居する保護者の全てに対して設定されるが、両親等に対して個別に実施するか、父母同席で実施するかは事案と状況に応じて設定する。通常の優先順位は臨床的な援助の優先順位から、非加害保護者との接触が優先され、次に加害者との個別接触となる。共同親権者としての同席面接も設定されるのが原則的に妥当であるが、以下のように、個々の当事者の事情に十分配慮した対応が必要となる。

性的虐待や家庭内性暴力の事実は保護者間においても通常は秘密にされてきた問題であり、当事者間の利害対立の深刻さもあり、いきなり同席で面接した場合、それぞれが当惑や混乱の中で相手への感情や事態の複雑さに立ち往生してしまう危険性が高い。また DV 問題や加害者側の支配性が子どもや非加害保護者へ及んでいるような家族関係の場合、同席すると非加害保護者が加害保護者に支配されて望まない意思表示をせざるを得ないことも想定され、個別接触によるアプローチが重要である。

面談の場所は事態の推移を適切・安全に推移させるため、通常児童相談所に設定する。保護者によっては自宅や指定する場所への訪問を要請する場合があるが、それ自体が面接設定の主導権争いの交渉になっている場合があり、不測の事態の想定も含めて児童相談所等、公的な管理下にある場所で面接を設定することが妥当である。

例外的な事態として保護者の下に他のきょうだいがおり、一時保護の告知と共にそのきょうだいの安全確認が必要な場合に、保護者の居る場所に職員が出向いてきょうだいの安全確認を実施し、場合によっては保護も検討しなければならない事案があり得る。この場合には警察署長への援助要請による警察官の同行援助によって家庭訪問等を実施することを検討する。

一時保護の保護者への告知では以下の要点説明を行う

1) 一時保護の告知事項

- ① この一時保護は児童福祉法第 33 条に基づく職権保護である。家庭内性暴力被害の疑いを確認したことにより、子どもの安全と公平な調査のため身柄を保護した。保護の場所については適切な時が来たら告知する。
- ② 誰からの干渉や影響も受けなくて子どもに調査を行うため、関係者との接触をしばらく遮断する。子どもの安全が確認されない限り家庭には返せないが子どもの安全について責任ある保護者としてこの保護と調査に協力してほしい。
- ③ 調査は本人への面接調査、心理査定、婦人科・児童精神科等の医師の診察、保護者・家族、関係者への調査を行う。
- ④ 調査状況、本人の状況は随時保護者に伝え、それに合わせて保護者への事情聴取も行う。子どもの被害状況の内容によっては警察への連絡、通報、告発もあり得る。
- ⑤ 一定の調査が一段落したら、その時点で事後の方針を立て、児相として保護者とも協議する。概ね調査の期間は3週間程度である(3週間たったら子どもを返すのではない)。
- ⑥ 保護者には子どもの一時保護に対する行政不服審査請求の権利がある。行政不服審査請求は監督官庁を窓口として手続きを行う(教示文書面で内容を周知・確認)。

通常は以上の6項目であるが子どもの行動像、保護する場所の状況等を考えて、子どもの一時保護中に何らかのトラブルの発生が危惧される場合には事案・状況に応じて⑦を追加する。

- ⑦ 子どもを一時保護している環境には様々な子どもが生活しており、その生活環境については最大限専門的な対応を行っているが、子ども自身の行動や周囲の人間関係等においてトラブルが起こる可能性は全く無いとは言えない。何らかのトラブルが生じた際には速やかに保護者にも伝える。

この他、一時保護の告知面接では、子どもの家庭内性暴力被害の疑いを児童相談所が何と聴いているか、どのような心配があると児童相談所が考えているか等について、通告者を特定させないように配慮しつつ説明を行い、子どもの安全責任者としての保護者の考えや意見、感情を聴き、子どもの現状、児童相談所の考え、今後の見通しと可能性等を伝えることになる。これは当面の対応についての告知と接触であって、事後の対応についての詳しいやりとりは別の機会となる。なお、一時保護決定通知と行政不服審査請求についての告知は書面でも提供される。

多くの場合、突然の職権保護と性的虐待の疑いの告知は保護者や家族・親族に強いショックと反発を引き起こし、かつ子どもとの接触の一方的遮断や場合によっては一時保護の場所も秘匿される状況は、保護者には容認し難く、怒りを招くため、やりとりは激しい対立となることも多い。保護者に不穏な動きが予想される場合には、事前に所轄警察に一般警察活動としての援助依頼をしておくと共に、退去勧告、退去命令に基づく警察への出動依頼も検討する。

2) 一時保護についての告知面接の留意事項

一時保護の告知面接は、最初の保護者接触となる事例もあり、相談所と保護者の関係を決める重要な場面となる。面接者は児童相談所の姿勢・判断を明確に伝え、率直に対応し、想定される様々な事態についても可能な限り全てを示して話し合うことが重要である。また、子どもの身に生じているかもしれない危険について何が心配されるのか、どうしなければならないか、冊子などを提示しながら性暴力被害の阻止と支援の重要性について説明し、子どもの安全についての第一の責任者である保護者として、この事態を受け止め、児童相談所の対応に協力してもらいたいことを伝える。

この時点で既に、子どもが特定の人物からの具体的な被害を明確に訴えている場合には、その内容を伝え、可能であれば事情を聴くことも行う。

この面接は保護者がひとりで来所しても、複数対応を原則とする。

一時保護は児童相談所の判断に基づく行為であり、介入的な対応において基本的に子どもの同意は要しない。一時保護を保護者に説明する際に、子どもがそれを望んだのか、あるいは同意した上で保護したのかという質問は、しばしば保護者から発せられるが、一時保護の要否判断は児童相談所の判断として行うのであって、子どもの意向や承諾を前提にするものではない。もちろん、子どもには自分が一時保護を望むか望まないか、一時保護の決定を受け入れるか受け入れ難いか、また一時保護での生活になじめるか、なじめないかといった子ども個人としての意見表明の権利は当然認められるので、一時保護の要否判断は子どもの意向に従うものではないが、一時保護の決定以降の援助においては、子どもの意向、気持はできるだけ尊重され、子ども自身が納得して自身の生活を考え、意向を表明できるようにしなければならない。

非加害保護者へのアプローチ

非加害保護者への初期のアプローチの要点

7. 非加害者である保護者への関わり

[1] 非加害保護者についての基本的理解

1) 子どもへの支援者としての非加害保護者の重要性

性的虐待における非加害保護者は、被虐待児の以後の援助における予後に最も影響力のある人物である。非加害保護者が子どもの被害の訴えを信じ、子どもの援助者となる場合、被虐待児は最も有力な支援を得ることになる。

2) 第二の被害者としての非加害保護者

ただし性的虐待・家庭内性暴力被害問題において非加害保護者は、子どもに次ぐ第二の被害者である。加害者であるパートナー、被害者である子どもの両方から隠し事をされ、深刻な裏切りを受けた被害者である。あるいは、非加害保護者は既にパートナーからの DV 問題での被害者であるかもしれない。さらには過去の未だに癒されていない性暴力や虐待の被害者であるかもしれない。そして今、家庭内性暴力被害の疑いが発覚して以降、残された家族や他のきょうだいの世話をし、ともかくも生活を支えていかなければならない保護者である。非加害保護者との関わりにおいてはこうした被害者として、ダメージを負わされた人としての理解がまず必要である。

3) 子どもの安全の責任者としての非加害保護者

非加害保護者は親権者としては、子どもの安全の第一の責任者である。共同親権者が加害者である場合には今後の子どもの安全についての重要な責任者であると同時に、これまで子どもの安全が充分でなかったことについての責任者でもある。性的虐待や家庭内性暴力問題においては、しばしば子どもについての身体的虐待や精神支配、ネグレクト状況が先行している。これらの事態の経過についての非加害保護者の関与についても慎重に評価することが必要である。

4) 非加害保護者の評価と支援

被虐待児の支援において非加害保護者は重要なキーパーソンである。このために非加害保護者についての慎重な調査と評価、介入当初からの情報提供と支援の働きかけ、パンフレットの準備や残された家族を含む支援枠組みの構築が重要な課題である。

[2]非加害保護者との初期接触での留意点

1) 加害を疑われる人物とは分離した接点の確保

対応時点でDV被害が疑われる場合はもちろん、性的虐待が発生する背景にDV問題が潜在している事例は多く、またDV問題がなくとも、非加害保護者は第二の被害者であり、加害を疑われる人物とは分離した形での接点と支援が必要である。

2) 虐待の事実の告知と問題の認知状況、非加害保護者自身への評価

調査から確認されている虐待についての事実情報を伝え、冊子「保護者の方へ」などにあるような、現在行われようとしていること、当面の見通しについての情報提供を行なう。また、非加害保護者は子どもの虐待状況をどの程度、感じたり知ったりしていたのか、また全く知らなかったとして、どのように知り得ない立場に置かれていたか、加害者や子どもの言動を疑ったりしたことがあるか、また事実を知ったときのショックや感情について丁寧に状況を聴くことが必要である。

援助者はまず、非加害保護者自身の被害の状況、回復と修復のために必要な支援ニーズの評価を行うことと、そのための援助関係の構築が必要である。また、同時に非加害保護者からの事情聴取を通じて、子どもが開示している被害状況の裏づけや、家庭状況における全般的な子どもの安全確保の程度の評価、他のきょうだいの安全に関わる評価も行うことが必要である

3)加害者との関係、加害者から受ける影響

日本の性的虐待対応においては、加害者、加害を疑われる人物を生活環境から法的に排除することが原則的に行われず。多くの事例で被害が疑われる子どもが分離保護され、家族はそのまま残される。

当初は子どもの被害の訴えにショックを受け、子どもの安全確保に動いた保護者も、その後の時間経過と共に加害者との関係修復に傾き、保護された子ども以外の家族の生活の継続維持が優先され、被虐待児との関係が疎遠になっていくという経過が、しばしば認められる。

非加害保護者と加害を疑われるパートナーとの関係は、児童福祉機関が直接に関与しづらい問題である。子どもの安全についての児童相談所の判断と、保護者の責任という観点から、子どもの最善の利益のために保護者には

- ① 子どもの安全を損なわず、子どもに再被害を起こす危険から子どもを守り、再被害を阻止する手立てを理解し、協力することには、加害を疑われる保護者も含め、保護者としての共同責任であること。
- ② 被害を受けた子どもにとって、非加害保護者が子どもの訴えを信じ、子どもの受けたかもしれない被害の深刻さを理解し、子どもを守るためにどうすべきか考え、子どもの以後の生活と成長に寄り添うことが非常に重要であること。

の理解を求めることが重要となる。

4)今後の支援のための情報提供と協力要請

非加害保護者自身のダメージが重い場合、その回復がまず図られる必要がある。子どもへの性的虐待・家庭内性暴力はどのようにして起こったか理解し、親として、パートナーとして、そのことからどう影響を受け、どう受け止めることが重要なのか、支援を受けることが必要である。

また、冊子「あなたへのメッセージ 親だからできること」や「家庭内性暴力被害を受けた子どもを守るためにあなたへのメッセージ」なども活用しながら、性的虐待が子どもにどんなダメージを与え、その回復の為に

【基本的事項】

はどのような配慮と援助が必要か、当面予想しておく課題、援助機関がとろうとしている方針やそのために保護者があらかじめ知っておいた方がよい事柄、手続き、将来的に考えられる課題は何かなどについての情報提供が必要である。

これらの情報提供については初期場面の混乱したやりとりにおいて口頭だけで伝えることは不十分であり、冊子などの印刷物も提供して保護者が時間をかけて、随時、読んだり確認したりしつつ、次への展望を徐々に手に入れることが重要となる。

5) 継続的な接触とサポートの提供

非加害保護者とは初期から継続的に接触できるように日程調整を含めた準備と働きかけが必要である。ただし、子どもとの直接の接触はすぐには設定出来ないことが多く、そのことから対立や駆け引きが生じて関係がこじれることもある。粘り強く接触を続け、説明と説得、支援を継続させることが重要である。重要な観点は、非加害保護者自身の傷つきへの配慮と、子どもの安全に関する心配の共有である。非加害親が性的虐待の疑いや子どもの告白内容に不信感を表明し、子どもの告白に否定的な態度をとる場合には、よほど子どもの側の確信の強さとサポート体制が確保されていない限り、調査段階での子どもとの接触は制限せざるを得ない。

虐待を疑われる人物との接触

加害を疑われる人物との接触・調査の要点